児童家庭支援センターにおける「親子関係再構築支援」

児童家庭支援センターは、地域の家庭から相談を受け付けて支援活動を行っている。 主に地域の要支援児童への対応を行い、要保護児童となる前の段階で予防的対応することを心掛けている。施設を退所して家庭復帰する場合には、「指導委託」の制度を利用して、施設との連携のもとに支援を行うことができるなどの特徴を持つ機関である。地域の中では、児童相談所と連携を取りつつ、専門的な支援を提供できる機関として要保護児童対策地域協議会にも参加し、その役割を担っている。また、地域密着型の相談機関として活動しており、施設よりも地域に近い存在であり、利用する住民の立場に立った支援活動を行っている。施設に併設しており、緊急一時保護も可能である(独自の保護設備を備えているセンターもあるが、受け入れは本体施設で行われることが多い)。更に、心理職の配置もあるので発達や障害の悩みを抱える場合にも対応している。

「親子関係再構築支援」については、地域の中で家族や家庭を見守る機関としての役割となり、①地域における子どもと家庭の支援、②親子分離が必要な時の家族への支援、③親子分離中に家庭復帰に向けて行う支援、④家庭復帰後の子どもと家族への支援など、それぞれの事情に合わせた支援を行っている。今回の事例紹介では、「母の育児不安により子どもがネグレクト状況に置かれているので、その軽減を目的として、母親ミーティング(自助グループ)を利用した事例」、「児童養護施設での家庭復帰支援と児童家庭支援センターによる指導委託を利用し、親子関係が良好に保たれた事例」、「児童家庭支援センターが「ホームスタート」(訪問型子育て支援)を利用して家族診断を行いつつ支援を行った事例」を扱った。いずれも地域で生活する家族への支援を行っている。地域における支援機関としての特性を発揮して具体的に支援を行っている。

児童家庭支援センターにおける「親子再構築支援」の基本的な流れは、家族の中の問題へのアセスメントを行うことから始める。アセスメントは相談内容を傾聴し、問題や課題を整理し特定し、課題を明確にする。次に、目標設定と達成のための役割分担及び支援計画をつくる。相談を受けた段階から支援計画は意識され、前項で整理された問題・課題への具体的な改善策や対策として支援することが必要となる。支援の内容は、機関や立場に合った役割分担を行う。支援の経過を踏まえつつ、具体的な支援の実践と定期的アセスメントを行う。役割分担と支援計画に基づき、具体的な支援への取り組みがなされているか、定期的にモニタリングし、支援が的確か、必要な支援が行き届いているのか、その効果や成果、改善点を見つけるための評価を行う。

「指導委託」に関しては、委託時の指導方針の確認や定期的な報告を行うなど、児童相談所との連携が重要となる。具体的な支援内容は、定期的な電話連絡や家庭訪問、関係機関との情報交換、要保護児童対策地域協議会に参加(実務者会議)して状況確認を行いながら決めていく。そして、家庭や家族の状態を安定させるために、改善状

態の維持と地域における見守り及び支援体制を確保するなどが基本的な支援の流れである。

児童家庭支援センターの設置運営要綱では、施設を退所した子ども・家庭、里親やファミリーホームへの支援を行うことになっている。「家族再構築支援」の中でも、施設退所後の支援の部分は社会的養護体制の中で各機関や施設の連携が必要なところであり、児童相談所を中心とする支援のネットワークと協力体制を作り上げていくことが不可欠である。

事例24

母の育児不安により子どもがネグレクト状況に置かれているので、 その軽減を目的として、母親ミーティング(自助グループ)を利用 した事例

キーワード: 虐待連鎖の歯止め

【 事例の概要 】

<家族状況>

父親 40歳(30歳) 会社勤務

母親 40歳(30歳) 専業主婦

本児 17歳(7歳:小学1年生 女児)

妹 12歳(2歳)

父方祖父 73 歳 (63 歳) 農業

父方祖母 70歳(60歳) 農業

※カッコ内は母親ミーティング参加当時の年齢、ケース開始時の年齢

<経緯>

- ・母の主訴「育児不安」
- ・母の成育歴

母方祖父はアルコール依存、DVがあり、母方祖母は統合失調である。

母親は、幼い頃より祖父からは身体的暴行、暴言を受けていた。祖母からは言葉による心理的虐待を受けていた。母方祖母は病気を抱えて家事がままならず、母親が家事を行っていた。母親は専門学校を卒業後、家を出て働く。社会人になり、旅行先で性被害に遭う。

- ・電話相談を利用する (初回は 2002 年 1 月 17 日)。気持ちが落ち着かない時に電話相談を月に 1 回程度利用してきた。
- ・母親による養育状況

母親が不安を感じると (不安感に支配されると) 子どもに関心が向かず子どもの 衣服がちぐはぐだったり、季節にそぐわない服装だったり、やや清潔に欠けることも見られ、ネグレクト状態が見られる。不安感が大きくなければ、子どもの世話は行き届いているのが特徴。

母親が不安定な時は長女が次女を世話している様子が伺える。

長女は自分のしたい遊びをすることはなく、集団の中でも次女から目を離さず見 ている。次女は、したいように行動することは少ない。何となく集団の中にいる だけ。

・父親や父方祖父母との関係

家族が良かれと思い、手を貸してくれても、「手を出さないでほしい」という気持ちを強く訴えたり、「自分ができないからか」という思いを語る。

・ 母親の精神的状況

大きな声を聞くとドキドキする、男の人が複数集まっていると恐怖を感じる。 保護者同士の交流は苦手で苦痛だが、交流しようと努力している。

自分が不安だと子どもが不安を感じているのではないかとの訴えが強く出る。 自分は子育てできないと思うと言う一方、自分の親とは違う子育てをしたいと思っている。

<支援期間> 3年

【課題】

- 1. 母親の精神的安定を図る(自分の育児ペースを作る)
- 2. 母子の関係改善と母子関係の安定化
- 3. 同居の父方祖父母との関係改善(正確な認知)
- 4. 子どものネグレクト状況の経過観察(託児中の観察)

【方針】

課題のそれぞれについて、「電話相談」「個別面接」「母親ミーティング」を利用して の支援を行う。

1. 母親の精神的安定

主に電話相談の時に状況を確認する。危機介入の必要性などを判断できるようにする。時期を見て医療受診を勧める。

2. 母子の関係改善と安定化

主に個別面接の中でテーマとして扱い、ミーティング後にフォローする。子どもと向き合うことができるようにする。「母親ミーティング」(※注)への参加を勧め、「話す、聴く体験」で心の整理を助ける。自分の育児の振り返りを行う。電話相談、個別面談の際に、「できている点の承認」を行う。「子どもの立場からの視点に気づく」ためのアドバイスを行う。母親自身の気持ちに振り回されない子育てを目指す。

- 3. 同一敷地内の別棟で生活している祖父母の母に対する正確な理解を促すようにすることで、母との関わり方が上手くいくように支援する。祖父母への母の被害感情や思い込みをよく聴いて客観的に整理していく。それにより、母親と祖父母の関係をより良いものになるようにしていく。
- 4. 子どものネグレクト状況の経過観察

「母親ミーティング」中の託児の際に、子どもの様子を観察し、衣類の乱れや身体の清潔感などを確認してネグレクト状況を判断する。

※注:母親ミーティングとは成育歴等から子育てのしづらさを感じている親を対象に した語りの自助グループ(育児に不安を抱える母親同士の集まりの場を作り、お互 いの話を聞きながら助け合っていく「自助グループ」となるよう、グループのあり 方を支援する方法)(児童家庭支援センターの臨床心理士がファシリテーターを行い、 記録担当として相談員が入って実施)

【取組】

- 1. 母親の精神的安定のために、「母親ミーティング」を利用することを提案すると、母は承諾し利用開始となる。月に2回、6回シリーズを1クール利用。ミーティング後、個別面接を行う。集団での体験をプラスにしていくために、終了後の個別面接を重視した。
 - ・参加者からの発言で、母親は「自分の子育ては、どうしたらいいかわからない」という状況であることにはじめて気がつく。そしてそれは自分だけでないことに気がつく。
 - ・自分の育児で足りていないことに客観的に気がつく体験となる。
 - ・具体的にどうすることが良いことなのか気がついていく。
 - ・託児での次女の観察を行う。
- 2. 母子関係の改善と安定化は、来訪時の行動観察により判断した。
 - ・母の気づきにより母による心理的な巻き込み(母が漠然と不安だと、子どもが不安そうと決めて子どもの自由な行動に制限を加える。子どもが不安そうだから遊びを切り上げる。子どもが不安そうだから支援センターに行かない等の行動を突然とる)が減少し、子どもは自ら遊びを選んで遊ぶことができるようになる。
- 3. 同居の父方祖父母との関係改善は、「面接」と「電話相談」で対応した。
 - ・「面接」では、母自身の不安感と恐怖感の整理ができるよう に話を進めた。その結果、自分のことと子どものことを分け られるようになり、医療受診を勧めることのできる段階(治 療の意志や動機が意識できるようになった)に来たので、受

【取組のポイント】

〔母親ミーティング運営 のコツ〕

セルフヘルプ的な母親 ミーティングには深刻な 虐待事案や病理性の高い 人の参加は不適切。

集団ミーティングとそれを振り返る個別面接による支援の組み合わせを行うことが効果的であることが多い。

〔育児スキルに対する支 援の方法〕

母と相談員で子の遊びを 見ながら感じたことを話 す。母が自分の思い込みや とらわれ感に気づき、子ど もの自然な姿を見ようと することができるように なる。 診の促しをする。

- ・母は恐怖感が辛いと語るようになり、自分には受診が必要と 言うようになる。
- ・自分らしさや自尊心へ注目し、母が自分の親とは違う子育て をしたいという点に注目した支援を試みた。
- ・「電話相談」では、電話がかかってきた際には、母親自身が 今感じている危機感や恐怖感へ介入し、目の前で起きている ことと恐怖感の区別をつけるように介入するのみを行った。 また、現実の子育てに目を向けるようにアドバイスした。
- ・それらの取組を通して、母親自身が自分だけで抱え込むこと が少なくなり、落ち着いて判断し祖父母とのかかわりも対応 可能な状態に改善されていった。
- 4. 子どものネグレクト状況は、母の精神的安定によって改善が 見られた。

〔継続的な見守り方法〕

電話相談の継続(心を落ち着けて、今どうするか、何ができるかを考えるようにする)を行う。必要に応じて個別面接も入れたりする。

【 まとめ 】

- 1.「母親ミーティング」参加による効果として、母親が人の話を正確に聴く、自分の 感じたことを伝える体験になったようである。それ以降の個別相談では、こちら が母の語りを正確に受け取っていないと追加の説明をしてくれるようになった。 また、他者の言葉で自分の子育てを客観視する体験となった。そこでは評価も非 難もされないため、自信のない母が、今の子育てに向き合うベース作りに役立っ た。
- 2. 母子関係の改善と安定化を図るための個別相談では、母自身が不安定な時、育児の相談として語っていたが、自分の気持ちの不安定な時はそのことがストレートに相談のテーマへと変化した(子どもの相談が減った)。更に、母自身が今の心配と過去の体験に関係する恐怖感との区別がつくようになった。電話相談では、話すことで、今起きていることの整理をするために母が自ら相談電話をかけてくるようになった。
- 3. 子育ては今が優先され継続性のあるものである。母が今の家族と生活をしつつ、 現実と過去に関連する自分の不安や恐怖を区別して、今の子育てを維持していく ために「母親ミーティング」という集団自助プログラムを利用してみた。支援の 方法としては過去の整理を優先する場合もあるが、あえて今のネグレクト状態の 進行を食い止め、心理的虐待へまで影響しないようにすることが重要と考えた。
- 4. 過去の整理には時間がかかる。ミーティング利用後 10 年が経過するが、年に 1 回程度、母からは電話相談の利用がある。医療を利用していても時間はかかるものであることを痛感している。

【 コメント 】

母の病理性についてはかなり難しい事例かもしれないと感じました。母の病理に焦点化せず、子どもの養育状況の悪化を食い止めることに対応の焦点を置いたことが結果的に良かったと言えそうです。

長期の経過があるので、初期の集中的な支援投入の時期とその後の経過的支援の時期、また時々の関与に濃淡がありそうですが、そうした経過はどうだったでしょうか?また、子どものリスク・アセスメント、その後の子どもの養育状況についての安全確認において、特に危険な時期は無く経過したのでしょうか。また家庭訪問による生活現場の情報は得られていたのでしょうか。

在宅支援を考える際には、具体的な支援場面での出来事の背景に、その人たちの毎日の生活があり、その毎日の出来事が事案本体の経過となります。そのため、家族・親族全体が持っている支援ニーズと健康さ、リスクに対する対処能力の評価に重要な鍵があります。本事例においても、家族全体の健康さが何らかの生活場面で結果的に母子を支えていた可能性が感じられました。支援において母子以外の家族の関与についてはどのようになっていましたか?

在宅支援を考える際には、現象面としての個人や集団を支援する出来事の背景で、家族・親族・地域全体のはたらきが重要であることを感じてきましたがいかがでしょうか。

【 リコメント 】

経過としては、子ども年齢が上がるにつれて、母親自身の問題の相談となり支援回数も減っていきました。子どもの安全確保については、保健センターや幼稚園、学校に連絡確認しながら進めました(小学校卒業まで)。先生方からは要保護児童対策地域協議会で進行管理するような情報はあがってきませんでした。

支援における親族や家族のかかわりは、母親に対する正確な理解を促すようにした ためか、父親や父方祖父母が母親を追い詰めることは無く、母の子育てを見守るスタ ンスが保たれました。母親に更にストレスを与えるような状況はありませんでした。 その意味で家族の理解と協力が得られていたと思います。

コメントで言われた通り、地域における在宅支援は家族・親族・地域全体のはたらきが重要です。この事例は自助グループで対応できる事例であり、家族の協力もあり、 母親自身が問題への意識もあり解決意欲もあったので、バランスが取れたのだろうと 思います。

事例25

児童養護施設での家庭復帰支援と児童家庭支援センターによる 指導委託を利用し、親子関係が良好に保たれた事例

キーワード:施設と児童相談所の役割分担、地域のサポート体制

【 事例の概要 】

<家族状況>

実父 現在58歳 土木関係に従事。家出癖・借金あり。

実母 現在 32 歳 専業主婦、知的障害・対人恐怖症 (精神障害年金有り)

本児 現在8歳 小学3年生

<経緯>

- ・施設利用歴:実父の家出や実母の精神的不安定さがあり、最終的に住む所が無くなり乳児院へ入所(本児年齢:生後 6 カ月)。入所後も母は面会時に本児を連れ帰ろうとするのを制止しようと、職員が手を押さえたことに対し、振りほどいて暴れたり、物を投げたり、叫んだり暴言を吐いたりすることがあった。本児には母親への恐怖があり、愛着関係も作れないまま、2年後(2歳7カ月)に児童養護施設に措置変更となる。
- ・家族歴等: 実父は本児を認知しているが、借金の関係から実母とは入籍はしていない。実母の生活が安定した後、本児は児童養護施設への措置変更時より母子の定期的面会を行う。
- ・実母は、本児が児童養護施設入所2年後から、精神科に定期的に通院を開始。
- ・病状が安定したのを機に、児童相談所が家族支援プログラムを作成する。定期的な 面会から始めて外出、親子訓練室を使用した宿泊練習を経て、外泊を実施した。
- ・本児の就学を機に家庭復帰となり、児童家庭支援センターの指導委託により、地域の中での見守り体制と家族支援を行う。2年後(本児8歳7カ月)に、指導委託が解除となり、その後は地域(学校、要保護児童対策地域協議会等)で見守る形となる。
- ・子どもに関する概要:家庭支援プログラム作成時、児童相談所にて本児の心理判定を行う。身体操作と発語能力に遅れがあり、分離される耐性が弱く情緒的に不安定、知的に境界域との結果が出る。家族支援を本格的に開始する以前は、本児に母親に対する不安や恐怖心が強かったので、安定した関係作りから始め、支援プログラムで愛着形成後、家庭引き取りまでの期間として、2年間が必要だった。

<支援期間> 6年

【課題】

- 1. 母子関係の安定化
- 2. 母親の精神的安定
- 3. 父親の子育てへの協力
- 4. 子ども自身の新しい環境への定着
- 5. 家族、家庭としての生活の維持
- 6. 地域での見守りと支援体制確保

【 方針 】

家族支援プログラムは、児童福祉司、施設職員とでカンファレンスを実施して作成し、保護者への説明を行う。全体的な家庭引取(施設からの退所)前の進行管理は、施設内カンファレンスを行い施設担当職員が児童相談所や児童家庭支援センターとの連絡調整を行った。退所後は児童家庭支援センターの職員がアフターケアを行いつつ様子を見守った。

- 1. 支援プログラムの進行に合わせて行われる面会の様子から、子どもの心の中の母親のイメージを変えるようにする。
 - ・施設内担当職員は、母子関係のバランスを取り、お互いに表現されていない気 持ち等を伝え、両者の理解を深める機会を意図して設けるようにする。
- 2. 担当職員との交流を通して、職員との人間関係を形成し、母親自身の安心感をつくる。
 - ・子どもとの定期的面会後に担当職員と話す時間を設け、子どもの状態への理解 を促す。
 - ・母親の通院状況や父親との関係、生活状況を把握する
- 3. 父親が来られる時には、母親と同伴で子どもとの面会を行う。
 - ・父親としての意識、自覚の内容を担当職員が定期的に確認する。
 - ・母親への思いを聴き取り、キーパーソンであることの自覚を促す。
- 4. 面会段階は、母子関係を中心に様子を見て、不安要素を安心に変えるように働きかける。
 - ・外出段階では、子どもからの様子を丁寧に聴き取り、状況確認をする。
 - ・一時帰宅段階では、児童相談所ワーカー、施設職員で家庭訪問を行う。
- 5. 家庭引き取り後の様子をセンターが定期的な電話連絡で確認する。
 - ・定期的にセンターの担当職員が家庭訪問を行い、生活の様子を把握する。
 - ・家庭状況の落ち着き状況を判断しつつ、指導委託の解除を行う。
- 6. 市の担当者、学校との連絡、市の要保護児童対策地域協議会との情報交換を定期 的に行い、家族・家庭の状態への共通認識を持てるようにする。
 - ・児童福祉司と市の連携を維持する。

【取組】

・児童養護施設の取組

乳児院入所中、児童福祉司立会いの下で面会が行われたが、母が 暴れたり叫んだりするという状態で、本児に恐怖と不安を与えてし まうため、半年間の面会中止となっていた。

児童養護施設措置変更後より、児童福祉司と施設担当職員が同席のもとで制限付き面会を再開する(本児2歳11か月)。しかし、本児は母への警戒が強く、泣いたり、緊張して固まった状態で実母を観察することが多い日が続いた。母親は取り乱したり、興奮して部屋を出たり、泣き叫んだりして、連れ帰ろうとし、再度本児に恐怖を感じさせるという悪循環が続いていた。母親は、本児の養育に関してライバル意識が強く女性職員を睨みつけるなどもあった。本児は、母親の名前が出るだけで『怖い』という反応になる。

本児3歳10カ月より父親も面接に同席するようになる。本児は 実父に対しては恐怖心は無い。父親は1年間失踪をしていたが、 話し合いを経て、『実母を落ち着かせる役割』『本児を助けてくれる 人』という役割を意識できるようになり、面会場面・話合いで目に 見えて意欲的になる。面会・外出時に、家事が苦手な実母に代わって料理等行う。引き取り後の生活について、父親が精神的柱である ことを伝え、父親の自覚を促す。母親は病気への対応のために K 神経クリニックへの通院を開始する。

その後の面会で母親からのクリスマスプレゼントに対し初めて本児が笑い遊ぶ姿を見て、母親にも笑顔が見られようになる。本児もそれ以降、緊張が和ぎ『母親には一緒に遊んでもらい、父親には助けてもらう』という認識が生まれている。日常生活でも、両親に対しての感想を語るようになる。(パパは好き。ママ怒った?など)別れ際に泣く母親に対して本児が頭をなでるなど、本児の中で母親への理解が始まる。

1年半が経過した頃(本児4歳5か月)より、母親は面会後の話し合い、電話連絡を経て、施設の特定職員の言葉を素直に聞き入れて反省する様子も見られるようになり、母親自身の成長が見られる。本児に合わせたやり取りができるようになり、母親と本児の安心が互いに影響し合い、プラスの積み重ねに転じる。

更に半年過ぎた頃(本児 5 歳 0 か月)より外出を始め、実父母が本児の状態に合わせて動くようになる。面会再開から3年後(本児 5 歳 7 か月)に自宅外出を経て、2 か月後から親子訓練室での宿

【取組のポイント】

〔施設と児童相談所の役割 分担〕

子どもの安全・安心を中心 に保護者への指導は児童 相談所、子どもの気持ちの サポートは施設が担当し た。

〔親のエンパワメント〕

父親の役割意識とその行動をコンプリメントすることで父親をエンパワメントする

〔良好なかかわりの強化〕

良好なかかわりを見逃さず、ポジティブなフィードバックをすることで、良好なかかわりが強化される。

泊訓練を開始する。本児自身の口から「パパとママの家にお泊りに 行きたい」という言葉が出て、自宅外泊に繋がる。その半年後(本 児 6 歳 4 か月)に、引き取り後の生活を視野に入れ、本児の発達・ 能力について実父母に伝える。

児童養護施設措置変更後 4 年(本児 6 歳 7 か月)で就学時に退所となる。同時に児童家庭支援センターへの指導委託を行うために、顔合わせを行う。

・児童家庭支援センターの取組

親の在住市の職員と共に家庭訪問を行い、地域のサポート体制を整える。家庭引き取り後は月に 1 回の来所・電話相談。学校が長期休暇の際には家庭訪問を行った。家族の中で、両親が工夫できていることを支持。本児の対応について困っていること、今後困ると思われることについての対応や対策について一緒に考えた。

当初は、本児が小学校入学や家庭引き取りという環境の変化に落ち着かなくなり、親子関係が不安定になることが懸念されたが、実父・実母共に本児のペースや状況に合わせて対応しており、本児も両親に安心感を持ちながら生活をできるようになっていった。引き取りをして1年経つ頃には、本児が困っていることに対して母親が自然に手助けできるようになった。

実母は、実父が一緒でないと外出できず、本児と家に籠りがちであったため、市とは定期的に連絡を取り、家庭での様子についての情報交換を行った。家庭引き取りをして 1 年経つ頃には、本児も学校の友達と遊ぶようになった。それと共に、実母も本児の付き添いで地域に出かける機会も増えた。実母より「ママ友ができたんです」と報告があった。

家庭引き取り後、2年が経過し、家庭関係や本児の精神状態が安 定したので指導委託は解除となる。(本児8歳3か月)

更に 1 年後、家庭状況が落ち着いたので要保護児童対策地域協議会での管理ケースではなく、一般のケースとして地域で見守ることとなる(福祉的支援への移行)。

母子共に知的能力が高くはない。実父が病気等で家族を支えられなくなった時や本児が学校生活に適応できなくなった際、家族の状況が変化すると思われるので、現在も関係機関で経過を追っている。

〔地域のサポート体制づく りについて〕

母親や家庭が地域で孤立 しないように、市と学校と センターの情報交換を行 い、連携と協力体制をつく り見守りを行う。

〔継続的な見守りのための方 法とは〕

市の担当職員による見守 りが中心であり、学校から の情報を得たり、直接電話 で話したりする。センター 職員からも時折電話を入 れて確認するなどしてい る。

【 まとめ 】

- ①本児の特性を理解し、家族が多くを望まなかったことが家族の再構築を順調に進められた要因である。このケースは、実父が経済的・精神的な安定をもたらしたこと。 実父ができる限りの家事をやっており、実母の精神的安定に繋がった。実父・実母・本児の三者関係が安定することで、家族全体の安定に繋がっていた。
- ②施設にいる際、本児は自分に注目してもらいたいという気持ちが強く、その時の表現方法が過剰だった(叫ぶ、泣き喚く、暴れる、ひっくり返るなど)が、家庭に帰り家族の中で本児だけを注目してもらえる環境となり、過剰に表出しなくてもよくなり、本児も自分のできる範囲が広がり、予想以上に成長できるようになった。
- ③引き取り当初は、母子共に地域機関と繋がること(人間関係を作ったり、助けを求めたりする関係を作ること、地域で孤立しないように見守れる関係を作ること)が難しかったが、本児の様子や、児童家庭支援センターへの来所や家庭訪問での様子を関係機関と定期的に情報交換をすることで良い見守りができた。家族と関わる機関の連絡調整がスムーズだったため、お互いにケースを正確に理解し、家族の成長や変化を追い、共通認識ができたことがよかった。
- ④子育ての基本である母子関係の調整は再構築支援のなかでももっとも重要である。
- ⑤家庭復帰後のアフターケアでは、家族内の関係の変化を追うだけではなく、家族を どう地域で見守るかが重要である。
- ⑥家族の能力のアセスメント。家族にどの程度の養育を望めるのかを判断し、必要な 支援を提供できるようにすることが重要である(支援のためのアセスメントと支援 計画)。
- ⑦児童家庭支援センターへの指導委託を活用するメリットは、保護者との関係を繋ぐ ことが可能になること。家庭や家族にとっての支援体制が補強されること。児童相 談所及び施設の仕事を請け負い、児童相談所にとっても良い手助けとなる、などが 挙げられる。
- ®家族や家庭に何かあれば、児童家庭支援センター職員が状況によって介入することも可能である。危機管理の点からも指導委託の制度は有効に活用できる。

【 コメント 】

経過が長いと対応する職員が変わり、指導が困難だった時期の危機感が薄れていきがちです。施設、児童家庭支援センター、地域と支援の主体が移っていく中で、揺るがない一貫した方針があったように思われますが、アセスメントの共有、支援のプランの作成と実行などにおいて、どのようの工夫をされていたのでしょう?

【 リコメント 】

基本的な方針は児童相談所にまとめていただきました。施設も地域も本児が施設を離れる時に確認した方針を守って、根気強く丁寧に見守ることができていることが、 家族や家庭の安定に繋がっていると思います。アセスメントや支援計画策定段階での カンファレンスでも共通認識が醸成されるように努めました。

【 コメント 】

家庭復帰後のリスクに関して、どのようなことを想定されていましたか?また、 そのためにあらかじめどのような支援を考えておられましたか?

【 リコメント 】

一番のリスクは、父親が失踪したり、投げやりになってしまい、母親への気遣いや子どもへの思いが冷めてしまうことだと思いました。そのために、父親の気持ちや具体的な協力姿勢や内容などの確認を中心に行いました。父親はカナリヤが好きで家の中でカナリヤが飛び交う様子を確認しました。子どもだけでなく、鳥も愛することができる父親で本当に良かったです。(カナリヤはきれいな声でさえずりますが、世話は大変だろうと思います・・・)

事例26

児童家庭支援センターが「ホームスタート」(訪問型子育て支援) を利用して家族診断を行いつつ支援を行った事例

キーワード:正確な状況確認、機関連携と協働(かかわりモデルの提供と共有)

【 事例の概要 】

<家族状況>

実父 現在 41 歳 会社勤務

実母 現在38歳 専業主婦

本児 現在3歳

<経緯>

- ・保健センターにおける健診で見守りが必要と判断されたケースである。母の子ども とのかかわり方、子どもの衣服等にネグレクトを疑わせる不自然さが確認された。
- ・母は8歳で膠原病を発症。本児出産後、産後うつになっている。
- ・要保護児童対策地域協議会(以下、要対協とする)の対象とするかどうかを検討していた事例であり、「本児の発達の遅れは母のかかわり不足ではないかとの懸念があったこと」「健診時、母は本児にかかわれないでおろおろするだけであり、本児の不潔が確認された」「母は個別相談の促しを拒否し、家庭訪問も断る」「電話には出ない」などの点がリスクとして挙がっていた。要対協で検討の結果、保健センターの担当事例として支援を行うこととする。
- ・「ホームスタート」(訪問型子育て支援)の利用については、保健センターに広告用 に置いてあったチラシを母自身が見つけて母が申し込んだことで支援を始めるこ とで落ちついたため、要対協での支援を終結し、保健センターと児童家庭支援セン ターが支援を継続しているケースである。

<支援期間> 1年4ヶ月

【課題】

- 1. 母親の精神状態と子育てや家庭の状況確認
- 2. 母子の関係改善
- 3. 訪問型子育て支援終了後の関係機関(保健センター)への繋ぎ(関係作り)

【方針】

市の関係者(保健センター)からの心配に対応して、母親や子育て、家庭の状況について情報を集めることが必要である。また、保健センターと母親との関係を繋ぐことが目標となる。

- 1. 母親の精神状態と子育てや家庭の状況確認を行うために、母親が自ら申し込んだ「ホームスタート」を利用して、児童家庭支援センターの相談員(ホームスタートのオーガナイザー)が家庭訪問を行い、情報を集める。
- 2. 母子の関係改善を図るために、「ホームスタート」で訪問するボランティアと話す ことで母のリフレッシュを図る。また、子どもとの遊びのモデルを示しつつ、か かわりの方法を伝える。
- 3. 関係機関への繋ぎのために、ホームスタート終了後に得られた情報を保健センターへ伝える。また、児童家庭支援センターとの関係も作り、以後の訪問につなげる。

【取組】

- 1. 母子の関係改善と状況確認のための「ホームスタート」はおよそ3か月かけて1クール(6回)の訪問を行った(本来の訪問ペースは週1回程度だが、母親からの要望で体調と子どものペースに合わせ、ゆっくりと取り組めるようにしたもの)。初回に、母は病識があり、自分の体調不良が本児への関わり不足になっていることを認識できていること、本児のためにかかわる人(祖父母)のいる実家に帰っていることが多いことがわかる。
- ※「ホームスタート」における訪問時の内容は以下の通り。
- ・1 回目 事前説明のためオーガナイザー(センターの相談員)が 家庭訪問を行い申込書への記入。母親の状況チェックリスト(ア ンケート式)によって母の気持ち、置かれている状況を確認する。
- 2 回目 (初回より 20 日後) 母親の話の傾聴、ボランティアと 母と本児の 3 人で遊ぶ。
- ・3回目(2回目より20日後) 前回に引き続き、傾聴と本児と遊びを行う。本児の言葉の発達の遅れとトイレットトレーニングの 方法について、母親から話があった。
- ・4回目(3回目より33日後) 傾聴と本児との遊び。母子とボランティアが外で遊ぶことを通して、遊びを工夫したり、安全に配慮することを体験する。
- ・5回目(4回目より24日後) 傾聴と本児との遊び。前回と同様 に外で遊ぶ。母親の本児への声かけが上手になっていることをボ ランティアが確認。本児の体験を広げようとする姿勢が感じられ

【 取組のポイント 】

〔アセスメント〕

エピソードには、いろいろな意味があることを念頭に置いて、勝手に決め付けないことが大切。家族や家庭の情報を集めることでアセスメントがより正確なものとなる

〔ホームスタートの活用〕

ホームスタートを活用することで、家族支援の方法が具体的に見えてくるようになる。

〔身近な相談者〕

より身近に感じるボラン ティアの方が、保護者にとっては、評価される感覚がなく、ハードルが低く、話しやすい。 るようになった。前回以降、普段は室内の遊びが多かったが、家 族で外遊びを継続して行うようになっていることを確認した。

- ・6回目(5回目より14日後) モニタリングのためオーガナイザーが訪問する。今回の流れを振り返る。母の意見は「第三者の意見がとても参考になった。落ち込むことが少なくなった。人との交わりが増え、一緒にやりたいと感じるようになった。物事の捉え方が変わった。子育てに余裕ができた。」などの感想が聞かれた。
- 2. 母子の関係改善:母は体調不良ばかりでなく、子どもとの関わり方そのものがわからない様子だったので、訪問時に本児との遊び方をボランティアから助言を行うようにしたところ、母は積極的に本児に関わるようになった。母は「本児の笑顔を見るのがうれしい」と言うようになり、「自分がこんなふうに変わるとは思わなかった」と話してくれた。

気持ちの傾聴は、母に共感を生じさせ、社会からの疎外感などを低下させ、気持ちにゆとりを持たせた。このため、それまでは自宅の中の一部屋で閉め切って遊んでいたのが、6回目の訪問では自宅の1階を開け放って遊ぶようになった。訪問時父がいると、父も交えて本児と遊ぶ様子が見られた。父も様々な本児への思い「言葉の遅いことが気になる。」「電車を見に行こうと思っている。」などと話してくれた。

- 3. 児童家庭支援センターの状況確認から、①本児の服は親戚から 譲り受けた物が主であるため、汚れて見え不潔と感じられていた 様子だったこと。②母自身は実家にいることが多いという事情が あり、連絡が取りにくい状態であったこと。という 2 点が判っ た。その内容を保健センターに連絡した。家庭の状況が確認され てからは、関係機関は母と連絡を取る際にも、不必要な心配をせ ずに母からの連絡を待てるようになり、保健センターとの関係は 改善し、母も心を開いて話すようになった。
- 4. 市との繋ぎは、保健センターで行われる「言葉の教室」への誘いをして、母子の参加が開始された。保健センターは危機感が軽減し、育児支援の枠組みで関わることができるようになった。
- 5. 児童家庭支援センターは、「ホームスタート」終了後に家庭訪問による支援を継続した。

(母親の希望で年2回程度)

〔正確な情報収集〕

アセスメントには正確な情報が必要である。リスクとストレングスのバランスの取れたアセスメントは、家族にとっても支援者にとってもストレスを軽減し、支援を円滑にしていく。

【 まとめ 】

- 1. 母親や家庭の状況確認では、病気の有る母への配慮が足りず、「接触が持てないことは拒否」と関係機関がとらえてしまっていたことが判った。一般家庭の場合、 情報がほしくても介入が難しいことが多い。介入の方法は工夫していくことが必要であろう。
- 2. 当事者が求めるニーズに沿うことは本当に重要である。機関の懸念と当事者の実態は誤差の有るものである。家族診断が正確にできると、機関は安心してかかわれるようになるものでもある。かかわれない時には何らかの事情があると思って配慮してかかわることも家族支援の入り口であろう。
- 3. 地域における「要支援児童」の存在を逃すことはできない。この事例は児童家庭 支援センターが地域における支援機関としての働きをすることができた事例であ る。
- 4.「ホームスタート」の利用により、情報確認と子育てに対する母親の変化が見られ、 利用が有効であることがわかった。地域におけるニーズも相当数あると思われる。 「ホームスタート」をもっと活用できるようになると良いと思う。

【 コメント 】

リスク情報だけで心配から働きかけを行なったことで、関係が取れなかった事例をニーズにもとづく支援を行うことで、バランスの取れたアセスメントが可能になった好事例だと思います。ホームスタートのスタッフ(ボランティア)の方々の力量の高さと児童家庭支援センターのマネジメント力があったからだと思いますが、そのあたりの工夫を教えてください。

【 リコメント 】

児童家庭支援センターとしても、ホームスタートとしても良かったと言える事例です。母親のことを理解することが支援の近道でした。どのくらいできるかというアセスメントがうまくいったことで、母親のできそうなところから始めたことがよかったのでしょう。考え方や感じ方、表現の仕方が幼少期からの病院生活や対人関係の影響もあり、他人の言うことを聞かず、一方的に判断する傾向の強い方だったので、まずは母の気持ちを傾聴し、共感してもらい、その上で人の意見を聞いて上手く行く体験を増やす取組を行ったところ、母が気がつくことができたことが要因だと思います。

ホームスタートとは

「ホームスタート」は、1973年にイギリスで始まった「家庭訪問型子育て支援」活動です。6歳以下の乳幼児がいる家庭に、ホームスタートのホームビジターが週に1回、2時間程度、無償で自宅を訪問し、子育ての悩みを受け止め親子に寄り添いながら、一緒に子どもと遊んだり、お出掛けをしたり、共に家事などをするボランティア活動です。その活動を通して、親の不安の軽減や子育てに自信をつけることを目的にした活動です。ホームスタートの活動特徴は以下の通りです。

ホームスタートの活動には①「傾聴と協働」、②「フレンドシップ」、③「ホームスタートオーガナイザー」という3つの重要なキーワードが有ります。①「傾聴と協働」は、直接家庭を訪問するホームビジターが実際に行う基本的な活動を言います。丁寧に共感的に話を聴くこと、そして保護者と一緒に子どもの世話や家事などを行うことで、親の気持ちの安定に効果をあげています。②「フレンドシップ」は、ホームスタートが大切にしている活動精神(スピリッツ)の1つです。利用家庭とホームビジターが上下関係でなく友達のような関係性の中でサポートすることで、利用の垣根を低くするものです。③「ホームスタートオーガナイザー」は、ホームビジターの育成から利用家庭のアセスメント(ニーズの事前評価)、ホームビジターと利用者とのマッチングや事後評価、地域との連携など、ホームスタートの運営すべてをコーディネートする役割を担う者です。NPO 法人ホームスタート・ジャパンの認定を受けたホームスタートオーガナイザーの存在が、この活動の安全性と質を担保しています。

利用者の声を紹介します。

「将来のイメージが具体的に持てるようになりました。」「子育では自分の考えを持つことが大事なのかも」「ホームスタートを利用している間は不思議とイライラしなかった」「ママ友に話せないような話をすることができて、私のストレスもだいぶ緩やかになりました」「子どもにも私にも生活に新しい風が吹き込んだみたい」などがありました。

(参考文献:埼玉ホームスタート推進協議会発行『ホームスタート推進事業「待つ支援から届ける支援へ」』)

参考資料

- ▶ 平成 13 年度 厚生労働省通知 (雇児総発第 58 号・雇児福発第 72 号 平成 13 年 12 月 12 日) 「被虐待児童の一時帰宅等への適切な対応について」
- ▶ 平成 20 年度 厚生労働省通知 (雇児総発第 0314001号 平成 20 年 3 月 14 日) 「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」
- 平成 24 年度 厚生労働省通知
 (雇児総発 1101 第 3 号 平成 24 年 11 月 1 日)
 「措置解除等に伴い家庭復帰した児童の安全確保の徹底について」

雇児総発第 58 号雇児福発第 72 号平成13年12月12日

都道府県

各 児童福祉主管部(局)長 殿 指定都市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課長

被虐待児童の一時帰宅等への適切な対応について

近年、児童虐待に関する児童相談所の相談件数の増加が続く中、児童福祉施設へ入所する被虐待児童も増加しております。このため被虐待児童の心身の傷の癒しや児童と保護者の関係の回復など、家族の再統合に向けた支援が一層重要になっております。

施設に入所した被虐待児童への対応については、平成12年11月20日付児企第30号厚生省児童家庭局企画課長通知にて関係機関等への周知をお願いした「子ども虐待対応の手引き」において示しているところでありますが、最近、児童養護施設から保護者の元へ一時帰宅中の児童が、保護者からの虐待により死亡するという悲惨な事件が発生しております。

ついては、児童、保護者の状況に応じた適切な対応を図ることにより虐待の 再発を防止するため、管内の児童相談所、児童福祉施設、福祉事務所、民生・ 児童委員、主任児童委員等に対し、「子ども虐待対応の手引き」(特に第8章 の部分)とともに下記の留意事項についてさらに周知いただきますようお願い 申し上げます。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第 1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

- 1 処遇指針及び自立支援計画に関する留意事項
- (1) 児童相談所は、児童の施設入所措置の時点で、面会や一時帰宅等に関する援助計画を含む処遇指針を策定し、児童、保護者及び施設に説明を行い、その内容に基づいた支援を行うこと。
- (2) 施設は、児童相談所の処遇指針を受けて、入所児童の自立支援計画を策定し、同計画の内容は、家庭環境調整に関する具体的支援の目標と方法に関する計画を含むものであること (「児童養護施設等における入所者の自立支援計画について」平成10年3月5日付児家第9号参照)。

また、保護者との面会や一時帰宅等に関する方針や対応については、児童自身の意向も踏まえ、組織として、児童と保護者への指導にあたること。

(3) 児童相談所及び施設は、児童と保護者の状況の変化を的確に把握し、緊密な連絡、協議を行いながら、処遇指針及び自立支援計画の再評価と必要な見直しを行うこと。

2 一時帰宅に関する留意事項

- (1) 一時帰宅は、家族関係の修復や再構築の機会である一方で、重大な危険 を伴う可能性もあることから、施設長は保護者の生活状況、面会や外出時 の様子、児童の意向等について十分配慮し、児童相談所とも協議の上、特 に、時期及び期間については慎重に判断すること。また、保護者に対し一 時帰宅中に生じやすい問題の理解と対処の仕方等について適切な助言を行 うこと。
- (2) 施設及び児童相談所は、役割を明確にした上で、保護者との連絡や家庭 訪問を行う、地域の民生・児童委員、主任児童委員等との連携を図るなど、 一時帰宅中の児童と保護者の状況把握に努めること。
- (3) 虐待を理由として施設入所措置を行った事例に限らず、施設入所によって乳幼児期より親子が離れて生活している等の事例においても、育児経験の不足や当該児童の特性を受け止めることが困難な場合など、親子の関係の取り方が円滑に行かない事態が生じやすいことから、同様の配慮を行うこと。
- (4) 年末年始や夏季においては、一時帰宅が行われる場合が多いが、上記の 事項に十分注意して適切な対応を行うこと。

雇児総発第 0314001 号 平成 20 年 3 月 14 日

都 道 府 県 指 定 都 市 児童福祉主管部(局)長 殿 児童相談所設置市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について

児童虐待対策の推進については、日頃より格段のご配意をいただいているところであるが、平成19年6月に公布された「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」により、児童虐待を行った保護者が都道府県知事による指導に係る勧告に従わない場合に都道府県知事が講じるべき措置の明確化や、施設入所等の措置を解除する際に保護者指導の効果等を勘案しなければならないとされたこと等を踏まえ、児童虐待を行った保護者に対する指導及び支援の充実に資するよう、今般、別添のとおり「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」を取りまとめたところである。

このため、その内容をご了知いただくとともに、管下の児童相談所及び児童福祉施設並びに里親、管内の市区町村に周知を図り、本ガイドラインを基本として保護者に対する指導・支援が行われるよう配意願いたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定 する技術的助言として発出するものである。

児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン

第1目的

児童虐待への対応は、「児童虐待の防止等に関する法律」(平成 12 年法律第 82 号) (以下「児童虐待防止法」という。)に基づき、発生予防、早期発見・早期対応、子 どもの保護や支援、そして保護者の支援が行われており、関係者の努力によりその進 展が図られてきたところである。

しかしながら、保護者の支援は立ち遅れていることから逐次制度改正が行われてきており、平成16年の改正では、同法第4条において、児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、国及び地方公共団体は、必要な体制の整備に努めなければならないこととされ、さらに、平成19年の改正では、同法第11条において、児童虐待を行った保護者が都道府県知事による指導に係る勧告に従わない場合の都道府県知事の講ずべき措置を定める規定が、また、同法第13条において、児童福祉法第27条第1項3号に基づく児童福祉施設又は里親(以下「児童福祉施設等」という。)に対する入所又は委託に係る措置(以下「児童福祉施設入所措置等」という。)を解除する際に、保護者指導の効果等を勘案すべきとする規定が新たに設けられた。

他方、実態としても保護者への指導・支援は、児童相談所の規模、職員体制、専門職種の陣容、児童福祉関係機関の社会資源の違い等、各自治体ごとに異なった対応が行われており、一定の成果を挙げている自治体がある一方で、取組が緒に就いたばかりの自治体があるのも事実である。

これらのことから、児童虐待を行った保護者に対する指導・支援を一層推進するために、児童相談所における保護者への指導・支援に関して最低限実施すべき事項を明確にするとともに、その指導効果等を踏まえた措置解除の在り方について基本的なルールを定めたものである。

第2 基本事項

1 ガイドラインの位置づけ

このガイドラインにおいては、児童相談所が、児童虐待相談として受理した相談(通告・送致を含む。)につき、援助方針会議において決定した援助内容に沿って、保護者の問題に対して直接的又は間接的に働きかけを行い、家族機能の回復を図ることを

目的として行われる「保護者への指導・支援」に関して基本的ルールを定めるものである。なお、当ガイドラインの適用にあたっては、明らかに児童虐待相談と認められる事例の他、保護者の経済的事情等により児童福祉施設へ入所措置している事例においても、養育放棄と判断される事例も少なからずあることから、運用に当たっては広く適用するよう努められたい。

基本的ルールは、実際の業務の流れに沿うことを基本として、次の考え方で整理を 行うものである。

実際、児童相談所では、児童虐待に関する相談を受けた場合、①相談の受付、②受理会議、③調査・診断・判定、④判定会議、⑤援助方針会議、⑥援助指針の作成、⑦援助の実行、のプロセスで対応し、子どもの一時保護に関しては、必要と認められれば緊急度に応じていずれの場面かによらず実施される。

保護者への指導・支援は、援助方針会議において子ども及び保護者に関するアセスメントを踏まえて決定することとなるが、当然のことながら、子どもの措置と表裏一体で検討される。子どもの措置の決定においては、児童虐待の程度や保護者の状態、地域の支援体制等を総合的に勘案して在宅又は児童福祉施設入所措置等の選択がなされる。さらに、児童福祉施設入所措置等に関しては、保護者の同意があるかどうかによって児童福祉法第28条第1項1号に基づく児童福祉施設入所措置等(以下「28条措置」という。)が採られるかが決定される。

このことから、子どもに対して採られる措置を基軸として、保護者への指導・支援 のルールを整理する。

2 基本的な考え方

児童虐待を行った保護者に対する指導・支援は、子どもの最善の利益を保障するために実施するものである。

子どもがその保護者から虐待を受けた場合、必要に応じて保護者から一時的に分離することはあるが、そうした場合であっても当該子ども及び保護者が親子であることには何ら変わりはなく、保護者が虐待の事実と真摯に向き合い、再び子どもとともに生活できるようになる(以下「家庭復帰」という。)のであれば、それは子どもの福祉にとって最も望ましいことである。

しかしながら、深刻な虐待事例の中には、保護者に対する指導・支援の効果がなく 子どもが再び保護者と生活をともにすることが、子どもの福祉にとって必ずしも望ま しいとは考えられない事例もある。このような場合についてまで家庭復帰を促進する ことが望ましいものとは考えられず、むしろ保護者と一定の距離を置いて生活するこ とが子どもの福祉に資するものである。 家庭復帰を目指す事例に限らず、家庭に戻れなかった事例も含めて、必要なものは、 子どもを健全に育むための「良好な家庭的環境」であり、この考え方を基本にした、 子ども及び保護者に対する指導・支援を行うことが必要である。

3 用語の使い方

当ガイドラインにおいては、児童虐待防止法で保護者の「指導」・「支援」と規定された文言に関しては、「保護者指導」、「保護者支援」の二つの用語に分けて使用し、これらを総称して保護者援助と言う用語を使用する。

なお、用語の意味は次のとおりである。

「保護者指導」とは、児童福祉法第26条第1項2号に基づく児童福祉司指導、児童委員指導、児童家庭支援センター指導若しくは障害児相談支援事業を行う者の指導(以下「26条指導措置」という。)又は同法27条第1項2号に基づく児童福祉司指導、児童委員指導、児童家庭支援センター指導、知的障害者福祉司指導、社会福祉主事指導若しくは障害児相談支援事業を行う者の指導(以下「児童福祉司指導措置等」とする。)であり、児童相談所長又は都道府県知事による行政処分として行われるものをいう。なお、児童福祉司指導の一環として行われる児童福祉施設等関係機関による指導は、この概念に含まれる。

「保護者支援」は、保護者の主体性を尊重した取組であり、保護者のニーズに応じて行う児童福祉法第11条第1項2号ニに基づく指導(以下「11条指導」という。)、児童福祉施設最低基準(以下「最低基準」とする。)に規定された乳児院(最低基準第24条の2)、児童養護施設(最低基準第45条の2)、情緒障害児短期治療施設(最低基準第76条の2)、児童自立支援施設(最低基準第84条の2)に入所する子どもやその家庭の状況等を勘案して、子どもの自立を支援するために策定される計画(以下「自立支援計画」という。)に沿って実践される各施設の取組、並びに、その他関係機関における取組とする。

第3 保護者援助に関する援助指針の策定

- 1 援助指針は、児童相談所が受理した事例に関して策定するものであり、保護者への援助内容についても明示する。援助指針の策定においては、必要に応じて子ども及び保護者等の当事者の参画を求める。
- 2 援助指針は、子どもの年齢、心身の状況、発達の状況等を勘案して、具体的な短期 目標の設定と長期目標の設定に努め、再評価の時期についても子どもの成長や変化に 応じて適時適切に行い、方針を見直す。

3 援助の初期段階は、子どもに対しては新たな生活に慣れること等を目標にした取組 を開始する一方で、保護者に対しては短期集中的に濃密な取組を行う時期であること から、これを念頭に置いた計画を策定するとともに、短期目標は、長くとも3か月以 内とする。

初期段階の経過後は、乳幼児の場合は3か月ごと、少年(学童以降)の場合は6か月ごとを目安として目標を設定することとし、再評価、指針の見直しについても、当然のことながらこの期間に併せて実施する。再評価、指針の見直しに当たっては、当該児童福祉施設等と十分協議の上、必要に応じて子ども及び保護者等の当事者の参画を求める。

- 4 保護者援助の内容を決定する際には、子どもに対して採られる措置を基軸にして決定すること。
- (1) 28条措置が採られる場合の保護者援助は、児童福祉司指導措置等を採ることを 原則とする。ただし、保護者が重篤な精神疾患による入院や長期収監中である等、 指導の実行が困難な場合はこの限りではない。
- (2)上記(1)以外の親権者又は未成年後見人(以下「親権者」という。)の同意により児童福祉施設入所措置等が採られる場合の保護者援助は、必要に応じて児童福祉司指導措置等を採ることとし、十分な相談関係が維持される場合は行政処分によらない児童相談所としての11条指導でも差し支えないものとする。

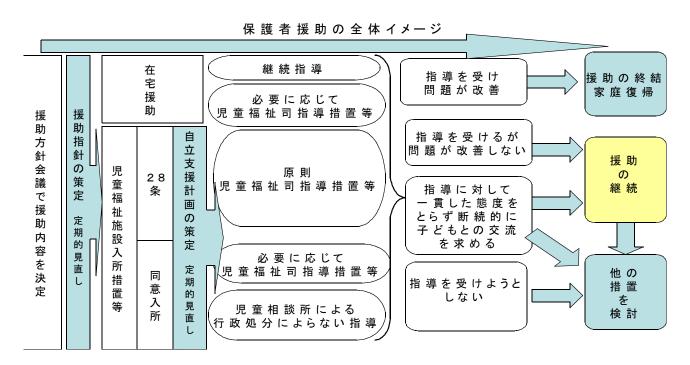
児童福祉司指導措置等を採るべき例としては、児童虐待の自覚がない保護者、自己中心的な行動を展開する保護者、周囲の援助を拒否する保護者、入所する子どもに無関心な保護者等、保護者の主体性を尊重するだけでは児童の福祉が図れないため、児童相談所が行動の枠組みを示す必要がある事例が考えられる。

(3)子どもが在宅のまま保護者を援助する場合(以下「在宅指導」という。)には、 児童相談所の児童福祉司、児童心理司、さらには、市町村(要保護児童対策地域協 議会)、児童福祉施設、保健所等と連携・協力して行うこととなるので、それぞれ の機関の役割、到達目標を明示するとともに、市町村に対応の責任を移す時期等の 見通しを示すこととする。特に、市町村が実施する育児支援家庭訪問事業等の対象 となる事例であると考えられる場合には、市町村にその旨を通知する等の具体的な 援助を行うこと。

なお、在宅指導は、事例に応じて児童福祉司指導措置等、26条指導措置、11 条指導のいずれかの対応を採ることとなるが、特に、市町村から送致された事例 や児童相談所が行動の枠組みを示す必要がある事例は、児童福祉司指導措置等を 採ることが必要である。

- 5 援助指針は、個々の事例に則して定期的に見直しを行うが、里親へ委託する子ども 及び児童福祉施設へ入所している子どもの自立支援計画についても、相互に連携を図 り遅滞なく自立支援計画の見直しを行う。この場合、児童福祉施設が把握する子ども 及び保護者に関する情報、児童福祉司等が援助過程で把握した情報を相互に共有した 上で検討することが必要である。
- 6 児童福祉施設入所措置等が採られた子どもに関する援助指針は、個々の状態に則して長期目標、短期目標が設定され、目標に向けて保護者援助が進められる。その援助過程で家庭復帰の可否が判明することとなるが、家庭復帰の可能性が低い場合には、状態を適切に評価して出来る限り早期に里親委託等に変更するなど、子どもの立場を考慮した援助指針の策定・見直しに努める。
- 7 家庭復帰を行う場合には、これまでの保護者援助の経過及び子どもへの援助の経過 を総合的に評価し、要保護児童対策地域協議会を活用するなど地域の関係機関におけ る援助体制を組織した上で、一定期間、児童相談所が児童福祉司指導等によりケース マネジメントを行う援助指針を立てることとする。

(参考:図1)保護者援助の全体イメージ



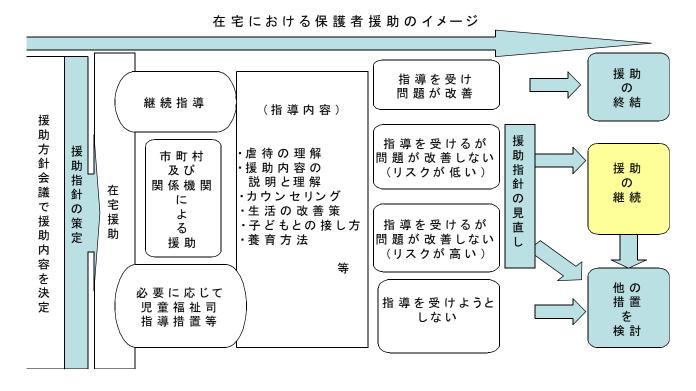
第4 保護者援助の基本ルール

子どもに対して採られた措置に基づき、保護者援助のルールを類型化する。

1 子どもを在宅で生活させながらの保護者援助(在宅指導)

- (1) 在宅指導が採られる事例は、児童虐待の状態が深刻ではないと判断される事例 であることから、通常は、来所面接、家庭訪問等により、保護者の主体性を尊重 しながら児童虐待の理解、子どもとの接し方、養育方法、生活の改善等に関する 指導等を継続して行うことが基本である。
- (2) 在宅指導は、児童相談所を中心にして、市町村(要保護児童対策地域協議会)、 児童福祉施設、保健所等と連携・協力して行うこととなるので、援助内容に関し て市町村等に対して丁寧な説明を行い、それぞれの機関の特性を生かした援助を 行う。
- (3) 児童福祉司指導措置等を採る場合には、決定通知に保護者が行うべきことを明示し、指導するとともに、当該措置が採られた場合には、児童虐待防止法第11 条第2項に基づき指導を受けなければならないことを周知する。
 - ・ 当該指導に従わない場合には、児童虐待防止法第11条第3項において、都道 府県知事による勧告を行うことができることとされているので、積極的に勧告を 行う。この勧告を行うことにより、効果的に援助を実施できることが期待される ほか、次の手続を採る際の前提条件となることから積極的な運用を行う。
 - ・ 当該勧告に従わない場合には、同条第4項に基づき、必要があると認める場合は、一時保護を行い、28条措置等の必要な措置を講ずるものとされているので、 積極的な運用を行う。
 - ・ また、同条第5項では、必要に応じて親権喪失宣告の請求を行う旨も規定されており、これらの連続した対応を採ることにより、子どもの最善の利益を確保するよう努める。
 - ・ 特に、これらの場合には家庭裁判所の審判を仰ぐ必要があるため、援助指針、 保護者への援助とこれに対する保護者の態度等を具体的に記録しておくこと。
- (4) 児童虐待の悪化が予見される場合には、具体的な指導を行う一方で、状態の悪化 への対応方針を定めておき、速やかに一時保護等の対応を行うことができる体制を 整備する。

(参考:図2) 在宅における保護者援助のイメージ



2 児童福祉施設入所措置等を採る保護者援助

(1) 親権者の同意に基づく児童福祉施設入所措置等の保護者援助

- ① 保護者援助は、子どもが児童福祉施設へ入所する準備段階から開始される。保護者に対しては、同意をした場合であっても保護者自身の問題行為について整理を促す面接に努める。
- ・ また、初期段階の面接において、できる限り、援助内容に対する意見を聴き取るとともに、将来の見通し等の説明を行うことで保護者援助を受け入れる動機付けが深まるので、丁寧に行うこと。可能ならば、援助指針の策定時ないしは見直しに際しては、保護者等の当事者の参画を得て方針を決めることも必要である。
- ② 親権者の同意により児童福祉施設入所措置等が採られる場合は、保護者の側に 保護者援助を受ける意識があることが多いため、児童福祉司指導措置等でなくと も効果が期待できる場合もあるが、児童福祉司指導措置等を採ることも含め、効果的な対応に努める。
- ・ 親権者の同意を得る際には、子どもの援助内容、保護者の行為改善に向けた援助内容に関しても併せて同意を得ておく。

「子どもの援助内容」の例としては、児童福祉施設での生活や援助内容、学校 での指導内容についてできる限り理解、協力を得るよう努め、子どもの状況によ っては通学先の変更や学校行事等に保護者が参加するよう努めることが考えられる。また、「保護者の行動改善に向けた援助内容」の例としては、児童相談所や 児童福祉施設での保護者援助プログラムへの参加のための定期的通所や施設での 子どもとの定期的面会、保護者への通院指導による通院等が考えられる。

これらの援助内容についての説明を行い同意を得ることは、保護者が保護者援助を受け入れる動機付けにもなるので、必要な対応である。

- ③ 児童福祉司指導措置等を採るべき事例としては、形式的に施設入所に同意はしているものの、児童虐待の自覚が乏しい保護者、自己中心的な行動を展開する保護者、入所する子どもに無関心な保護者等に対して、児童相談所が行動の枠組みを積極的に示す必要がある事例等が考えられる。また、児童福祉司指導措置等を採るタイミングは援助の開始時点にとどまらないものであり、援助の経過の中で、援助指針を見直す際に保護者の評価を行い、必要に応じて適時適切に当該措置を採る。なお、児童福祉司指導措置等を採った場合の対応手順は、次の⑤で詳述する。
- ④ 保護者援助の実行は、援助指針の短期目標、長期目標に沿って行う。
- ・ 初期段階においては、短期集中的に保護者の問題解決に向けたカウンセリング 及び指導を行い、保護者の問題点を保護者自身が整理できるよう支援する。
- ・ 保護者側の問題点の克服等を促すため、医療の受診や生活の安定化等に向けた 生活面での遵守事項を提示しつつ養育方法の学習機会設定等行う。また、関係機 関が実施する親子の再統合に向けたプログラム等の併用を行うことも必要であ る。
- ・ 経過が良好に推移すれば、児童福祉施設において子どもと保護者の面会等が行われることとなり、保護者と施設長、施設の担当者、ファミリーソーシャルワーカー等が主として対応することとなるので、これらの者を介して保護者の支援を行う。

なお、この場合、児童相談所として施設に対して具体的な援助内容を示すこと が必要である。

・ 面会等において親子の関係が良好であれば、外出、外泊を段階的に実行する こととなる。この判断は、保護者援助を通して得た評価に加え、施設が把握す る子ども及び保護者の情報により、協議の上、時期を決定する。

特に、外泊は、死亡事件などの発生が報告されており、慎重な対応が必要であり、児童相談所及び児童福祉施設が同席して「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト(別表)」等を活用して客観的に判断する。

・ 保護者援助の過程において、あらかじめ設定した評価の時期には、遅滞なく援助の評価を行った上、援助指針の検討・見直しを行い、自立支援計画に反映させ

る。

- ・ 保護者援助が良好な経過をたどらない事例としては、例えば、同意をしたものの児童相談所が提示する保護者への援助指針に従わずに面会などを自分の都合で求めるなど、自己中心的に振る舞う保護者等が考えられる。これらの者に対しては、児童福祉司指導措置等により厳しい指導を行うことで変化が生じることも期待できる。児童虐待防止法第12条に基づき、保護者に対して子どもとの面会・通信を制限すること、また、児童福祉司指導措置等が採られていない場合には、当該措置を新たに採ることで保護者援助の効果を高めることも可能である。

また、保護者が、面会・通信を行わない等、子どもとの関わりに関心を示さない場合には、児童福祉司指導措置等を採り、具体的な指導事項を示して行動化を 図る。

- ⑤ 児童福祉司指導措置等を採った場合の対応手順は、次の通りである。
 - ・ 児童福祉司指導措置等の決定通知を送付するに当たって、保護者に対する具体的な指導内容(上記②で例示した「保護者の行動改善に向けた援助内容」)に加え、当該措置に従わない場合の措置についての教示を行うなど、指導を受ける動機付けを行った上、指導を行う。
 - ・ 児童福祉司指導措置等に保護者が応じない場合には、児童虐待防止法第11 条第3項に基づき、都道府県知事による指導を受けるよう勧告を行う。
 - ・ 当該勧告を行っても、保護者に指導を受ける意識や態度に変化がないと判断される場合には、同条第4項に基づく一時保護を行った上で、28条措置の申立てを行う。28条措置の申立てに当たっては、子どもの年齢、子どもの意向、児童福祉施設における入所期間、保護者の状態等を勘案して、当初から入所している児童福祉施設での生活の継続、又は、愛着関係の形成及び永続的な措置を念頭に置いた里親委託等により、子どもの最善の利益を最優先にした対応を行う。
 - ・ また、同条第5項に基づき、その保護者に親権を行わせることが著しくその 子どもの福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、親権喪失宣告の請求 を行い、親権に対抗する手段を講じられたい。

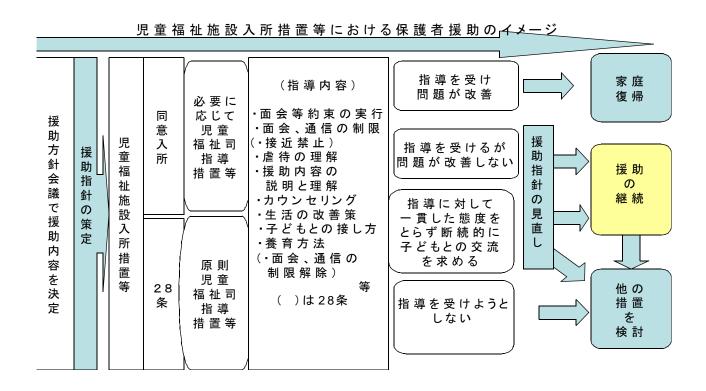
この場合における28条措置の申立てについては、児童福祉法第27条第6項による都道府県児童福祉審議会の意見を聴いて実施する。

(2) 28条措置における保護者援助

- ① 28条措置は、保護者が児童虐待を否認するなどして児童福祉施設等への入 所を拒否することにより対立関係が生じるが、保護者に対しては28条措置に 併せて児童福祉司指導措置等を採り、毅然とした対応を行う。
- ・ 児童福祉司指導措置等を採る際の決定通知に保護者が行うべきことを明示して保護者の理解を促すとともに、指導を受ける義務があることを周知する。
- ② また、保護者との面会・通信が、子どもが望まなかったり、子どもにとって 心身の発達や情緒面に悪影響があると考えられる場合には、面会・通信の制限 を行う。さらには、保護者がこれらの制限に応じない場合には、接近禁止命令 を発出することにより、保護者の行動を制限することを検討する。
- ③ 28条措置の場合、児童福祉法第28条第2項において、児童福祉施設への 入所期限が2年間と定められていることからも、積極的に児童福祉司指導等を 行う。保護者の反応によっては、児童福祉司指導等に従わない場合の対応を行 う。
- ④ 上記(1)の⑤と内容は重複するが、児童福祉司指導等に従わない場合の対応としては、児童虐待防止法第11条第3項において、都道府県知事による指導に係る勧告を行うことができることとされているので、積極的に当該勧告を行う。この勧告を行うことにより、効果的に援助を実施できることが期待されるほか、次の手続を採る際の前提条件となることから積極的な運用を行う。
- ・ 当該勧告に従わない場合には、同条第4項に基づき、必要があると認める場合は、28条措置等の必要な措置を講ずるものとされているが、既に、当該事例は28条措置により児童福祉施設に入所しているので、場合によっては、家庭復帰困難事例として里親委託に措置を変更すること(28条措置の承認内容によっては再度28条措置の申立てが必要となる。)を検討する。
- ・ また、同条第5項では、必要に応じて親権喪失宣告の請求を行う旨も規定されているので、児童福祉施設に入所したままで親権喪失宣告を申立る等により、子どもの最善の利益を確保するよう努める。
- ⑤ 援助の実行においては、保護者に対し、児童福祉司指導措置等が持つ意義、 保護者援助の内容、将来の見通し等を伝え、理解を促す。そのためには、面接 等の機会を設定し、保護者と向き合い、ねばり強く対応することが重要である。
- その後の援助については、上記(1)④を参考にする。
- ⑥ 児童福祉司指導措置等の効果を勘案して、面会・通信の制限、接近禁止命令が行われている場合には、保護者の指導を受ける態度を勘案して面会・通信の制限の解除、接近禁止命令の取消しを検討する。

- ⑦ 保護者援助は、行きつ戻りつの状態になったり、対立が更に深まったり、膠着 状態に陥ることもある。このような状態を適切に評価して、援助指針の見直しに 際しては、上記②及び④に従い、子どもの最善の利益を確保するよう努める。
- ⑧ この後の対応については、下記(3)及び(4)で詳述する。

(参考:図3)児童福祉施設入所措置等における保護者援助のイメージ



(3) 家庭復帰を検討する段階における保護者援助

- ① 改正後の児童虐待防止法第13条の規定において、児童福祉施設入所措置等の解除(以下「入所措置等解除」とする。)にあたっては、保護者指導の効果、当該子どもに対し再び児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果等を勘案することとされており、家庭復帰に際して慎重な判断を行わなければならない。
- ② 家庭復帰の適否を判断するためには、
- ・ これまで行われた保護者援助の効果、援助指針及び自立支援計画の達成状況並 びに児童福祉施設長の意見等を勘案した評価
- 保護者の現状の確認
- ・ 子どもの意思の確認
- 家庭復帰する家の状態、家庭環境等を直接確認

- ・ 地域における援助体制・機能の評価
 - 等を行った上で、「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト (別表)」等を参考にして客観的かつ総合的に判断する。「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」は、施設入所後から局面ごとに使用することで、子どもと家庭の変化を適切に把握することが可能となるので積極的に活用することが望ましい。
- ・ 特に、過去の虐待による死亡事例においては、母親の妊娠中や出産後間もなく の大変な時期に家庭復帰させたため虐待が再発して亡くなった事例、養育困難を ネグレクトと捉えていなくて地域の援助体制も組織せずに家庭復帰をさせたため に虐待が再発して亡くなった事例などが報告されていることに留意する。
- ③ 家庭復帰の方針を決定した場合には、市町村(要保護児童対策地域協議会)、 当該子どもが入所する児童福祉施設等と協働して、当該保護者が、地域の関係機関から適切な援助を受けるように指導するとともに、子どもが家庭や地域で安全に暮らせる環境を整えるとともに市町村に対して援助内容を明確に伝える。
 - 特に、地域における援助内容を決定するには、市町村(要保護児童対策地域協議会)とともに事例検討を行い、子どもの心身の状態、昼間過ごす場、家の状態、家族状況、家庭環境、保護者の遵守事項等を関係機関が理解した上で、各機関が具体的に支援する役割を決めることが重要である。
- ④ 家庭復帰の決定は、児童福祉施設入所措置等の停止を行った上で、家庭生活が 支障なく送れることを確認する必要があるので、入所する児童福祉施設、地域の 関係機関の協力を得て多くの視点からの情報を把握する。その上で、児童福祉司 指導措置等への措置変更又は継続指導を採ることとして家庭復帰を決定する。
 - なお、子どもに対して児童福祉施設等入所措置等を採り、併せて、保護者に対する児童福祉司指導措置等を採っていた場合には、児童福祉司指導措置等に集約する。
- ⑤ 子どもが児童福祉施設等へ入所している間に、保護者が当該児童相談所の管轄地域から他の地域へ転居した場合には、「児童相談所運営指針について」(平成2年3月5日児発第133号)の第3章第2節の4の(5)において、「保護者の住所の変更に伴う移管は、子どもの福祉にとって必要と認められる場合においては、保護者の転居先を管轄する児童相談所等と十分協議し、事例を管轄する児童相談所を決定する。」こととしている。

児童虐待の場合は、入所措置をした児童相談所が一貫して対応することが少なからずあると考えられるが、この場合には、保護者の住所地を管轄する児童相談所に協力を仰ぎ、保護者宅に外泊する場合の調査依頼等が行える体制を整えるとともに、家庭復帰の適否を決定する段階で、子どもが入所する児童福祉施設、保

護者の住所地を管轄する児童相談所と次の内容に関して協議して方針を決定する。

- 家庭復帰を行う時期
- 家庭復帰後の援助体制、援助内容
- ・ 移管時期及び移管の方法 ただし、保護者援助の実施及びその効果等を勘案することなく、保護者の転 居を理由とした家庭復帰を行ってはならないことは言うまでもない。

(4) 家庭復帰後の保護者援助

- ① 保護者援助によって児童虐待のリスクが逓減して家庭復帰ができたとしても、 当面の期間は、当該家庭の状況の変化を即座に把握し、対応するために継続し た援助を続けることが必要であり、一定期間(少なくとも6か月間程度)は、 児童福祉司指導措置等又は継続指導を採るものとする。
- ② 児童相談所は、市町村(要保護児童対策地域協議会)と役割を分担して、家庭訪問のタイミングや回数、子どもが所属する機関の役割等に関して統一的な対応方法を共有するとともに、児童相談所が当該事例のケースマネジメントを担うことを明確にしておく。

また、市町村の援助機関では、養育状態が悪化した場合の統一的な対応方法を共有し、状態の変化が起きれば躊躇なく実行する。

③ この期間、当該家庭の経過が良好であれば、児童福祉司指導措置等を解除し、 その後の対応を市町村に引き継ぐこととする。

第5 その他

子どもの最善の利益を確保するためには、保護者援助を実効あるものにしなければならない。そのためには、児童相談所が有する専門性を結集して対応することに加え、市町村、児童福祉関係機関、保健機関、医療機関、民間団体が有する機能を引き出すことが重要であることから、都道府県及び児童相談所は、これらの関係機関等の連携・協力を受けて保護者援助を実施する体制の整備に引き続き努めること。

また、民間団体等が行う保護者援助プログラム等の有用性を勘案して、積極的に活用することにより、効果的かつ効率的な保護者援助に努めることが重要である。

家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト

氏名

再統合対象者

()()				記	入	日(年	月	日)
		チェックの視点	チェック項目(該当欄に〇を	つける)	はい	こみなみ	ややいいえ	いいえ	不明		特記事項		
経	1	交流状況	面会・外泊等を計画的に実施し 良好である	、経過が									
過	2	施設等の判断	施設、里親等が家庭引取りを進 が適切だと考えている	めること									
子ども	3	^{乳児非該当} 家庭復帰の希望	家庭復帰を望んでいる(真の希 場合は●)	望でない									
	4	保護者への思 い、愛着	保護者に対する恐怖心はなく、 した自然な接触ができる	安心·安定									
	5	健康・発育の状況	成長・発達が順調である										
	6	対人関係、情緒	乳児非該当 対人関係や集団適成はなく、情緒面は安定している 乳児項目 主たる保育者との関	係におい									
	7	乳児非該当	て問題はなく、情緒面は安定した 虐待の再発等危機状況にあると するなどして危機回避ができる										
保護者	8	引取りの希望	家庭引取りを希望している(真の希場合、依存的要素を含む強すぎる)										
	9	虐待の事実を認 めていること	虐待の事実を認め、問題解決に でいる	取り組ん									
	10	子どもの立場に 立った見方	子どもの立場や気持ちをくみ取 子育てができる	りながら									
	11	衝動のコント ロール	子どもへの怒りや衝動を適切に ルできる	コントロー									
	12	精神的安定	精神的に安定している(必要に 療機関とのかかわりがもてる)	応じて医									
	13	養育の知識・技術	子どもの年齢、発達あるいは場 じ、適切な養育ができる	面に応									
	14	関係機関への援助 関係構築の意思	児童相談所や地域の関係機関と良 関係が持て、適宜必要な援助が求										
家庭環境	15	地域、近隣におけ る孤立、トラブル	近隣から必要なときに援助が得	られる									
	16	親族との関係	親族から必要なときに援助が得	られる									
		生活基盤の安定	経済面、住環境面での生活基盤 的に確保されている	盤が安定									
	18	子どもの心理的 居場所	家族関係が良好で、家庭内に刊 理的な居場所がある	~どもの心									
地域	19	地域の受入れ体制	公的機関等による支援体制がG いる	雀保されて									
	20	地域の支援機能	支援の中心となる機関があり、 連携して支援が行える	各機関が									
		評価	A 家庭復帰を進める B 家庭復帰に課題あり C 家庭復帰は不可										
			(B、Cの場合、その理由を記入))									

家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト 記入上の着眼点

チェックリストの使用にあたって

このチェックリストは、入所措置(里親委託)中の子どもについて、家庭復帰を検討する段階を迎えた時に、最低限押さえておくべき項目を整理したものです。着眼点を参考にそれぞれの項目を4段階でチェックし、取り巻く環境も含めた当該家族の現在の状況について確認することを目的にしています(年齢に応じて使い分ける項目があります)。チェックを行うにあたっては、各種の情報を吟味し、児童相談所として共通確認することはもちろんですが、客観性を確保することを十分に意識し、子どもと日常的に接している施設(里親)や、地域の関係機関と協働して共通理解を図るよう心がけてください。

チェック項目に「はい」の数が多いほどその家族は安全性が高いと考えられるので、より多くの項目において「はい」にチェックされることが家庭復帰の原則ですが、全ての項目において「はい」にチェックされない限り家庭復帰できないということではなく、否定的にチェックされた項目については、虐待が再発するリスクを適切に認識した上で、リスクに対抗しうる手立てを講じることができるかどうかが、家庭復帰を判断する上で重要になります。「はい」の数がいくつ以上だから家庭復帰できる、というような機械的な使い方は避け、家族と地域の支援体制を総合的に判断する道具として使用してください。

なお、本チェックリストの活用方法としては、家族の変化を追った援助を組み立てるために、子どもが施設に入所した時点、入所中、家庭復帰を検討する時点というような援助の節目でチェックを行い、それぞれの時点での課題を明らかにしていくといった使い方も考えられます。

いずれの使い方であってもチェックリストはあくまでもひとつのツールです。その限界を理解した上で使用してください。

`\	、用してください。					
		チェック項目	記入上の着眼点			
経過	1	面会・外泊等を 計画的に実施 し、経過が良 好である	施設の自立支援計画と児童相談所の家庭復帰プログラムにそった取組の実施状況をチェック (例)・面会、外出、外泊において家族が安定してすごせているか ・面会、外泊等の前後、子どもの様子に拒否的な表情、態度がないか ・交流中に暴力、暴言、ネグレクトなどの虐待行為がなかったか ・当該家族に対する援助指針等が要保護児童対策地域協議会等で共有されているか ・(乳)一時外泊から戻ったときに体重が激減していないか、衛生が保たれているか			
過	2	施設、里親等が家庭引取りを進めることが適切だと考えている	施設(里親)が家庭引取りを進める上で抱いている安心感と不安感をチェック (施設(里親)等との情報交換を綿密に行なう) (例)・施設(里親)が持っている安心の要因は何か ・施設(里親)が危惧している項目に十分な検討を行なったか ・通院している事例については主治医の意見を参考にしているか			
	3	乳児非該当 家庭 復帰を望んでい る(真の希望で ない場合は●)	子どもがどの程度家庭復帰を望んでいるか、保護者との間にずれがないかをチェック (伝聞ではなく児童相談所が面接を行なう) (例)・保護者に言い含められていないか ・家に帰ったらどこで誰と寝るのか等、生活場面の具体的なイメージがあるか ・施設生活から逃避したい思いはないか ・家での生活に対する不安感はどの程度か			
	4	保護者に対する 恐怖心はなく、 安心・安定した 自然な接触がで きる	保護者に対する恐怖心はないか、医学・心理学面の情報もチェック (例)・保護者を頼り信頼する行動が見られるか ・保護者の言動やしぐさにおびえる事はないか ・家に帰りたいあまりに、保護者に過度に適応していないか ・(乳)養育者に向けた微笑や笑い、発声等が見られるか/外泊後、後追いなど見られるか			
子ど	5	成長·発達が 順調である	健康面・発達面の状況についてチェック (例)・身長・体重等身体的発達及び健康面の状況はどうか ・知的発達の状況はどうか (障害については親の理解程度によっては再発につながる場合もあり、リスク要因として捉える) ・虐待されていたことを歪曲せず親との関係の現実として受け止めているか ・(乳)食欲があり、哺乳・離乳食を順調に摂取できているか			
ŧ	6		対人関係や集団適応の状況についてチェック (例)・不安抑うつ、身体的訴え、過度の引きこもり、思考の偏り、注意の不安定さなどがないか・過度の攻撃性や依存、対人関係の距離のとり方、その他適応に問題なく、安定しているか・非行など社会的な逸脱行動がないか・PTSD症状があった場合、その回復状況はどうか 施設職員や里親を頼り信頼する行動が見られているかをチェック (例)・施設職員や里親に抱っこされたりかわいがられることを喜び、そうしてほしがるか			
	7	乳児非該当 虐待 の再発等危機状 況にあるとき、相 談するなどして危 機回避ができる	危機状況に陥りそうになったとき対処が可能かどうかをチェック (例)・近隣住民に相談したり助けを求めることができるか ・学校の先生に相談したり助けを求めることができるか ・児相や地域の機関に相談したり助けを求めることができるか			

		完成可取りたる	12. 本土はじの40年31年11ナメ付していてい、マビナレのギャ、ウザ80のギャにのいてナイニ・ケ
		家庭引取りを希望している(真の希望でない場合、依存的要素を含む強すぎる	保護者がどの程度引取りを希望しているか、子どもとのずれ、家族間のずれについてもチェック (例)・保護者の引き取りたい気持ちに、焦りや子どもへの依存的要素はないか ・引取りの希望は家族間で一致しているか ・子どもを含めた生活設計があるか
	0	虐待の事実を 認め、問題解 決に取り組ん でいる	虐待行為に対する認知の状況をチェック (例)・虐待の事実を認めているか ・虐待行為について正しく理解できているか ・問題解決に取組み、一定の成果が見られるか
	10	子どもの立場 や気持ちをくみ 取りながら子 育てができる	子どもの生活全般の保障、子どもへの関わりをチェック (例)・子どもの活動や働きかけに注意を向け、ていねいに応答しているか ・子どもの表情や態度から子どもの意図や気持ちを察しようとしているか ・子どものすることに過度の干渉やコントロールをしていないか ・家庭復帰後に起きるさまざまな子どもの反応を予測し、適切に対応することができるか
保護者	11	子どもへの怒 りや衝動を適 切にコントロー ルできる	怒りや衝動性についてチェック(例)・怒りや衝動を自覚することができるか・怒りや衝動を処理する適切な手段・相談相手があるか・衝動的な行動を緩和させる医療機関への通院や服薬が適切に行なわれているか・(乳)一回の衝動的行為で重大事故につながるが、その可能性が低くなっているか
		精神的に安定し ている(必要に 応じて医療機関 とのかかわりが もてる)	精神的状況についてチェック (例)・極度の抑うつに支配されていないか ・精神的な問題(依存症等も含む)があった場合は、適切な治療・カウンセリングにより状況が 改善しているか (継続して治療を受けているか) ・過度の子育てストレス感に支配されていないか ・(乳)保健所の定期的な訪問等を受け入れる姿勢があるか
		子どもの年齢、 発達あるいは場 面に応じ、適切 な養育ができる	子どもの養育についての知識があり、それを活用できるかをチェック (例)・子どもへの要求水準が高すぎることはないか ・保護者が具体的な育児スキル・養育知識を習得しているか ・養育についての疑問点や不安を投げかけてこられるか
		児相や地域の関 係機関と良好な相 談関係が持て、適 宜必要な援助が 求められる	保護者と相談機関との関係性をチェック (例)・保護者から児童相談所に連絡してくるなど、関係機関と保護者が支援関係を築けているか・虐待再発の危険を保護者が認識したとき、すぐSOSを出す意志があるか・施設職員、里親との信頼関係があり必要なとき適切な相談ができるか
		近隣から必要な ときに援助が得 られる	 近隣、地域との関係をチェック (例)・地域で孤立していたり、対立関係はないか・困ったときに相談できる相手がいるか・困ったときに協力してくれる人(個人や団体)がいるか・必要な支援をしてくれる人が日常的にいるか・
家庭		親族から必要 なときに援助 が得られる	親族の状況をチェック (例)・親族と疎遠になっていないか ・親族と対立していないか ・困ったときに相談できたり協力してくれる親族はいるか ・父母の代わりとなるきょうだいや親族の存在はあるか
環境	17	経済面、住環境 面での生活基盤 が安定的に確保 されている	家族で暮らしていく上での定住地があり、経済的な安定が確保されているかをチェック (例)・家族が安定して生活できる居所はあるか ・定期的な収入があり、経済的な安定が確保されているか ・借金・ギャンブル等、金銭問題や金銭管理能力に課題はないか ・食事や洗濯、入浴、清潔な環境を保つなど、健康的な日常生活の基本がなされているか
	18	家族関係が良 好で、家庭内に 子どもの心理的 な居場所がある	家族関係や子どもの安心感についてチェック (例)・家事や子育てに対して適切な家族の協調関係があるか(DV関係はないか) ・新たな家人が同居していないか、連れ子を含め、新たな人間関係はどうか ・子どもとの同居により、新たな居住地に転居を考えているかどうか ・日常的に子どもを守る人が家庭内又は近隣にいるか
地	19	公的機関等に よる支援体制 が確保されて いる	地域に必要な養育支援サービスがあるかをチェック (例)・家族が日常的に相談できる機関はどこか ・家族を継続的にモニターし、虐待の再発などを速やかに察知する環境があるか ・夜間等の緊急時に発見できる人が近くにいるか
域	20	支援の中心となる機関があり、 各機関が連携し て支援が行なえ る	地域の養育支援サービスが適切に機能するかをチェック ・関係機関がそれぞれの機能と役割を認識し、いざというときに緊急支援できる状況か・保育所、学校等の子どもが通う機関が適切に対応できるか・関係機関をコーディネートする機関があるか

雇児総発 1101 第 3 号 平成 24 年 11 月 1 日

都 道 府 県各 指 定 都 市児童相談所設置市

児童福祉主管部(局)長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

措置解除等に伴い家庭復帰した児童の安全確保の徹底について

児童虐待防止対策の推進については、平素より御尽力をいただき厚く御礼申し上げる。 さて、最近、児童福祉施設に入所していた児童が、家庭復帰後に虐待を受け死亡した事 例が続いて発生している。

虐待を受けて保護された児童が、措置解除等により親元に戻った後、虐待が再発し、尊い命が失われたことを重く受け止め、貴職におかれては、下記のとおり、改めて児童虐待への対応に徹底を期されるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

記

1 家庭復帰に係る適切なアセスメントと支援の実施

一時保護の解除や措置解除等に当たっては、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」(社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会)でこれまでも述べられているとおり(別添参照)、①保護者指導の効果や児童の心身の状況等を十分に踏まえ慎重に判断すること、②保護者や養育環境、家族構成員の関係性などについての十分な情報収集と、それに基づく虐待の発生要因についてアセスメントを行い、児童が入所する施設や地域の関係機関との協議により判断することが必要であり、家庭復帰の適否を判断するための具体的な内容や家庭復帰後の援助について定めた「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」(平成20年3月14日付け雇児総発第0314001号雇用均等・児童家庭局総務課長通知)の別添「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を踏まえた対応の徹底をお願いする。

また、一時保護の解除や措置解除等により児童が家庭復帰した事例に関しては、特に、一定の期間は、きめ細かに当該家庭への支援や児童の安全確認を行うとともに、関係機関が当該家庭への援助方針や互いの役割について共通認識を持ち、緊密に連携することが重要であることから、補助職員の配置等による体制強化や、職員の資質向上や関係機関との連携強化のための研修の実施等についても、『安心こども基金』の「児童虐待防

止対策緊急強化事業」を活用するなどして取組を図るようお願いする。

2 施設等から家庭復帰した事例の再確認

虐待又は養育困難を理由とする児童福祉施設への入所措置等(里親等への委託を含む。)の解除又は措置変更(以下「措置解除等」という。)により児童が家庭復帰した事例については、以下に留意の上、児童相談所においてそれぞれ児童の安全確認や対応状況等の再確認をお願いする。

(1) 児童福祉司指導措置等又は継続指導中の事例

児童虐待等の事例については、ガイドラインにおいて、家庭復帰後も、当面の期間、 当該家庭の状況の変化を即座に把握し対応するため、一定期間(少なくとも6か月程度)は児童福祉司指導措置等又は継続指導を採ることとされている。

したがって、児童福祉司指導措置等又は継続指導中の事例については、これまでの 指導の経過や措置解除等をした際の状況を確認し、必要に応じて家庭訪問や児童の安 全確認を行うこと。

もとより、児童が家庭復帰した場合には、関係機関と連携の上、当該家庭の状況や 児童の安全についての確認を継続的に行い、家族構成や養育環境の変化を的確に捉え、 状況の変化を踏まえた援助方針の再検討を行うほか、必要に応じ一時保護や再度の入 所措置等についても検討することが必要である。このため、ガイドラインの別表「家 庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」や貴自治体におけるアセスメントシ ート等により、家庭復帰を決定した時点の当該家庭の状態から、家族構成や養育環境 に変化が生じるなどしていないか確認すること。

(2) 市町村において対応中の事例

ガイドラインにおいては、措置解除等により児童が家庭復帰した事例について、児童相談所による一定期間の指導実施後、当該家庭の経過が良好であれば、児童福祉司指導措置等を解除し、その後の対応を市町村に引き継ぐこととされている。

引継ぎにより市町村が対応している事例については、要保護児童対策地域協議会の 実務者会議を活用するなどして当該家庭の現状を重点的に情報共有した上で、児童相 談所による対応の必要性を確認し、積極的に役割を担うこと。

(3) 特に留意すべき事例

家庭復帰後に虐待が再発した場合に、短期間の不適切な養育や一度の暴行が即座に生命の危険に直結する乳幼児については特に留意し、(1)及び(2)の確認を行うこと。

また、措置解除等により家庭復帰したものの、その後児童相談所において指導措置 等が採られておらず、市町村へも引き継がれていない事例がある場合には、児童の安 全を早急に確認するとともに、今後の援助方針について市町村と連携して決定するこ と。

親子関係再構築支援ワーキンググループ委員

〇大塚 峰子 大正大学人間学部臨床心理学科教授

山本 恒雄 日本子ども家庭総合研究所 家庭福祉担当部長

松永 忠 児童養護施設 光の園施設長

塩田 規子 児童養護施設 救世軍世光寮副施設長 谷本 恭子 乳児院 高知聖園ベビーホーム施設長

山元 喜久江 乳児院 広島乳児院施設長

平岡 篤武 情緒障害児短期治療施設 吉原林間学園施設長

川﨑 今日子 母子生活支援施設 野菊荘主任母子支援員

藤井 美憲 児童家庭支援センター 愛泉こども家庭センター長

鈴木 浩之 児童相談所 神奈川県中央児童相談所 子ども相談課長 菅野 道英 児童相談所 滋賀県中央子ども家庭相談センター 参事

(○は座長)

社会的養護関係施設における 親子関係再構築支援事例集

平成25年3月発行 親子関係再構築支援ワーキンググループ 事務局

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課 〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2